掲載日　令和７年１０月２３日

請求書への押印省略等について

令和７年１１月１日から請求書等への押印、各種書類の提出方法等については、次のとおりとします。

１　請求書への押印省略について（法人の方のみ）

【対象となる方】
法人の方で、当企業団に口座振替申出書を提出済みの方が対象となります。

【押印省略のできる請求書】
当企業団に提出する請求書の発行日が令和７年１１月１日以降のものとなります。
なお、従来どおり押印して提出することもできます。
法令等に基づき、押印が必要とされている場合は、押印を省略することはできません。
※　押印を省略した場合は、担当者が必要に応じて内容確認のため連絡させていただくことがあります。

２　押印が必要な書類について

【従来どおり押印が必要な書類】
(1)　上記１に該当しない方の請求書
(2)　契約書、請書、見積書、入札書、領収書、委任状、各種辞退届、プロポーザル等に関する参加表明書、建設工事関係書類、競争入札参加資格審査申請書類等
※　納品書は、押印を省略することができます。

３　各種書類の提出方法について

【持参又は郵送】
押印の有無にかかわらず、従来どおり持参又は郵送により提出することができます。

【電子メール】
押印の有無にかかわらず、電子メール（ＰＤＦ形式による添付ファイルとする。）により担当者に提出することができます。
押印した書類は、スキャナで読み取るなどしてください。
請求書、見積書、領収書、納品書、各種辞退届が対象となります。
建設工事関係書類等は、あらかじめ担当者にご確認ください。

法令、条例、要綱、契約等に基づき、書面により提出する必要があるものや、書面による提出が適切であるものは、電子メールによる提出はできません。
※　契約書、請書、入札書、委任状、建設工事関係書類の一部、競争入札参加資格審査申請書類等は、電子メールによる提出はできません。

【問合せ先】
宮島ボートレース企業団

〒739-0411
広島県廿日市市宮島口一丁目15番60号
電話　0829-56-1122(代表)